

寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会(函館市開催分)

開催結果

1. 日 時：2025年1月25日（土）14時00分～16時30分
2. 場 所：函館市 函館市民会館3階小ホール（北海道函館市湯川町1丁目32-1）
3. 配布資料：①説明資料(文献調査の結果報告 説明資料)
②説明資料別紙
③よくわかる文献調査結果
4. 参加者数：116人
5. 当日の概要：
 - (1) 主催者あいさつ
 - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
 - (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果
 - 3部：今後の法定プロセスと概要調査について
 - (4) 質疑応答
 - (5) 国からの回答

6. 議事概要：

(1) 主催者あいさつ

原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、坂本と申します。

本日は、お忙しい中、「寿都町ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして文献調査をさせていただいてまいりました。

この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、北海道の皆さまには特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

この文献調査、日本で初めての調査ということもあり、当初の予定より大幅に時間がかかりまして、皆さまには大変ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思えます。

そういった中、調査の結果を文献調査報告書として取りまとめることができました、11月22日に、寿都町長、神恵内村長、北海道知事に、それぞれ提出をさせていただきました。

そして、本日、皆さまにその内容をご報告できますこと、あらためまして感謝をいたして

いる次第でございます。

国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、私どもといたしましては、十二分に承知をいたしているところでございます。

また、これまで、北海道の皆さまからも、文献調査を通じて、私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせいただいております。

このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこと、広く国民の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯にしっかりとご意見を伺う所存でございます。

11月22日より、道内の各地において報告書を縦覧させていただいております。

また、私どもNUMOのホームページでも、報告書を公開させていただいております。

本日の説明をお聞きいただきますと、また、縦覧等で報告書の内容を見enいただきますと、あらためて、疑問に思われることや、ご心配をされることが出てくるかと思ひます。

また、様々なお考えや、思い等を持たれるかと思ひますので、ぜひとも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また専門用語が多いため、少しでも解りやすくかみ砕いて説明をさせていただく所存でございます。

少し長い時間となりますが、お聞きいただきますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

(2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[別紙](#)」を参照

(3) 文献調査報告書の内容についての説明

<1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは>

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」4～22スライドを参照

<2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果>

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」23～70スライドを参照

<3部：今後の法定プロセスと概要調査について>

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」71～76スライドを参照

(4) 質疑応答

①NUMO事業関連

Q：寿都や神恵内での文献調査説明会とは名目だけで、実態は体の良い洗脳教育ではないのか、現地の町村民の無知につけこんで都合の良いおためごかしの論法で美辞麗句を並べるだけでなく、真剣に住民の不安を払拭したいのなら、現地で出された疑問や不安点を堂々と開示すべきだ。

A：・この会の位置づけにつきましては、法令に基づき求められているものです。2000年

に定まった法律で、事業者であるNUMOは、文献調査の報告書を取りまとめた後、知事及び町村長に送付するとともに、公告をし、説明会を開催することが法律で義務付けられています。それに則り、寿都町、神恵内村の皆さまへ最初に説明した後、道内の全振興局にて説明会を実施しており、本日もその一環です。

- ・寿都町、神恵内村での文献調査の説明会は、寿都町は11月30日、神恵内村は12月6日、7日に実施しました。それぞれ寿都町は49名、神恵内村は77名お集まりいただき、ご質問もそれぞれ40件以上いただきました。当日可能な限りお答えをしましたが、お答えできなかった質問もあるため、それらを鋭意取りまとめ、いただいたご意見、ご質問は全部NUMOホームページへ載せる準備をしています。非常に多くのご意見、ご質問をいただいたので、ホームページの掲載に時間を要しておりますが、お待ちいただければと思います。

Q：NUMOの運営費は国から出されているのか、概要調査にかかる費用はどこからどれだけ負担するのか、地層処分及びそれをするための広告等のすべての経済的な負担の額と、誰がそれらを負担するのか教えてほしい。

A：原子力発電から出てくる廃棄物の発生者責任は、原子力発電所を動かしてきた電力会社にあることから、私どもは電力会社から必要な費用を拠出金としていただいて仕事をしています。お金の出どころは、国からではなく電力会社からということは、皆さんの電気料金で仕事をさせていただいているということになりますので、大切にに使わせていただいています。拠出金としていただいたお金は、外部の資金管理団体に全部預け、毎年毎年、私どもの活動に必要な事業費を取り戻して仕事をさせていただきます。

Q：地層処分以外の処分方法については検討していないのか。検討していない場合は、その理由は。検討している場合はその内容の報告はいつ、どのようにするのか。

A：・今は地層処分が世界の共通の認識になっていますが、以前は地層処分ではなく海洋投棄が本命視されてきました。世界各国の原子力の事業者は海洋投棄を本気で考えていましたが、1975年に国際条約が定まり海洋投棄は禁止され選択肢から外れてしまいました。それ以外には宇宙処分も検討されましたが、発射技術に信頼が置けない、また南極の氷の下に埋める方法も検討されましたが、南極をそういった処分に使うてはいけないと国際条約で禁止されました。

- ・こうした中で、どのような処分方法が一番良いか世界各国で検討した結果、そもそもこの廃棄物はそれぞれの国が原子力発電を使い経済発展を遂げた結果として生まれたものであり、世界のどこかで集中的に処分させるということではなく、それぞれ自分の国で処分をするということが共通の認識になりました。そのため、日本でもそうですが、世界各国が自分の国で処分場を作るというのが共通の認識になっています。これまでの検討の結果として、地層処分が選ばれているということです。

- ・未来永劫、他に選択肢はないのかということですが、今の時点では地層処分が良いと考えていますが、将来もっと良い方法が出てくるかもしれない。その場合には舵を切り直

す余地を残しておくということが国の方針でもうたわれており、可逆性という言葉になります。さらに良い方法が出れば、国が方法を変えるかもしれないという余地を残しながらですが、今の国際的な検討結果としては、地層処分が一番良いという結論に至っていますので、日本の国内で処分地を作るために取り組んでいるところです。

Q：国内の原発の廃棄物が輸送されることになるのか、その場合の安全性はどうか、想定外がもう許されない。

A：原子力発電所で出た使用済燃料は、日本のエネルギー政策では全て再処理します。その結果として出てきた廃液を混ぜたガラス固化体が、私どもの扱う廃棄物になります。そのため、電力会社から出てくる廃棄物がいきなり処分場に来るのではなく、六ヶ所村で再処理された後のガラス固化体に来ることになるため、輸送の流れとしては、六ヶ所村から処分場に来るという流れになります。その際の安全性はですが、六ヶ所村には2,000本以上のガラス固化体が実際にあり、一時的に管理をしてもらっています。これはどこから出てきたものかということ、国産製のものもありますが、ほとんどはイギリスとフランスに再処理を委託して製造されたものです。これが約1,800本です。海外から輸送する際には専用の輸送船を使い、これまで約20回にわたる輸送を行って、六ヶ所村で保管されています。このような実績を踏まえ、私どもも廃棄物を輸送するには専用の輸送船を使い、安全をしっかりと確認した上で輸送作業を行って参ります。

Q：現在建設稼働している原子力発電所は、一定の調査が行われて安全だということで建てられているのだから、廃棄物の処分までそこで完結すべきだと思うがどうか。地震大国日本は安全なところは限られている、私はないと思うので、新たに探すのは時間の無駄では。

A：・原子力発電所も、安全な場所なのか、地下に活断層などが無いのかをしっかりと調査した上で、安定な岩盤まで数10mぐらい掘り下げて、安定した岩盤上に直接原子炉建屋を建てて事業をするという形になっており、しっかりと調査を行っています。

・しかし、原子力発電所で求められている条件と地層処分に求められている条件は、時間軸や規模が異なります。原子力発電所は、操業期間が大体50年、今は運転期間を延長していますが、長くても100年ぐらいの期間で事業をするという形になりますが、私どもは処分場を作って廃棄物を埋め、その後それが数万年間、安全にそこに留まり続けなければいけないため、時間軸が違うということになります。さらに処分する深さも異なり、処分場は地下300mより深いところに作ります。原子力発電所の岩盤は数10mということであり、深さも違う。また地下の処分場の広さも違うことから求められている条件が違うということになります。

・ただ、原子力発電所は一定の安全性が確認されて作られているため、そこに作ればいいというご意見は一部としてはあり得ると思いますが、いずれにしろ、処分場を作るためにはその地域の方々のご理解が必要であり、原子力発電所があるからそこに作らせてくださいということではなく、地元の方々が、原子力発電所だけではなく処分場の調査も受け入れて良いということであれば、その場所でも調査をさせていただきたいと考え

ています。

Q：文献調査に入る前に、地域住民と対話活動がなぜ必要だったのか、地域住民と仲良くなり、住民が反対意見を言いにくくするような下心が見え隠れするのはいかがか。

A：寿都町と神恵内村では、文献調査期間中に対話活動をさせていただいています。寿都町で原子力になじみがない住民の方々に対していきなりNUMOが地層処分のための文献調査をするということになれば、当然ご心配やご意見があると思います。神恵内村は隣に泊村原子力発電所が建っていますが、やはり住民の皆様からしてみると、地層処分って何だということがなかなか分からないということもありますので、そういった住民の皆さまにしっかりと情報を提供するために、それぞれ交流センターを設けて、住民の方々と意見交換をさせていただいています。決して反対意見を言いにくくするとか、そういうことではなく、実際にそれぞれの町と村では、それぞれ対話の場を設けて色々な議論をしていただき、様々なご意見をいただいています。もちろん賛成ばかりの意見ではなく、心配で反対だというご意見もいただいています。こういったご意見をいただき、対話を重ねさせていただいた上でも、まだ心配だという方も当然いらっしゃいます。そういったご意見もしっかり踏まえた上で、事業をしていきたいと考えています。

②NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q：ドイツは地下に水が入り込み、地層処分が白紙になりました。日本では絶対起きないと言えるか。処分場所に水があっても良いのか。地下深いところは水の流れるがとても遅いと書かれているが、根拠となるデータを教えてほしい。

A：・ドイツについては、アッセⅡという岩塩の層の中に廃棄物を処分したことがありますが、岩塩の端に岩塩ではない普通の岩盤があり、そこから地下水が流れてきて、塩の塊なので水が入ってくると溶けて弱くなるという特徴があるわけですが、地下水が流れ込んで汚染してしまい、今、廃棄物を回収しています。日本は岩塩の層はありませんので、岩盤の層を対象にすることになります。地下水の流れが早いのか遅いのかというところは大事なところになりますので、この調査が次に進むことができれば、地下水の流れの速さをしっかり確認し、地層処分した廃棄物がどの程度地表に影響をもたらす可能性があるのかということを検討するということになっています。ご指摘のとおり、地下水は非常に大事な項目ですので、ドイツのような岩塩層は日本にはありませんが、今後の調査でしっかり調査していくということになります。

・データの一例として、地下の深いところのデータは、岐阜県の瑞浪にあった研究施設、それから幌延の深地層研究センター、それらで研究がなされており、岐阜県瑞浪は地下500mの研究施設ですが、透水係数として1秒間あたりに 10^{-7} から 10^{-8} mのデータが得られており、こういったデータを使いながら検討を進めています。もちろん場所によって異なるため、全ての地下が同じというわけではないため、場所によって調べるということが必要になります。

- Q：地下深くは人間の管理がいらないということか。管理をしなければならないのは放射性物質ではないのか。上部で地下部分を管理する施設を作らないのか。
廃棄物が次から次へと出てくるので、その場所に埋めるために通路、出入り口を開けておくのか。
- A：地層処分が選ばれているのは、数万年以上の長期にわたり、人間の生活環境から遠く離して閉じ込めておくという地下の力を利用するということです。そういう意味で人間の管理を必要としないというのは超長期の話のところであり、廃棄物を埋める段階では、NUMOがしっかり管理をしながら、廃棄物を処分するということになります。したがって、廃棄物を持って行って埋設処分する間は、NUMOがしっかり監視、モニタリングをいたします。これを埋め戻す時には、原子力規制委員会の確認を得ないと埋め戻すことができません。しっかり安全の確認をしていただくことになります。埋め戻した後は、人間がそこに近寄るということはなかなかできません。今後策定される原子力規制委員会の安全基準に従い、私どもも対応を図っていくことになります。地域の皆様からすると、何か地下に廃棄物が埋まっているということが不安だと思われるのではないかと、何かありますので、例えば地上に放射線を測る測定装置を置くとか、そういったモニタリングをどうやって行うのか、どういう場所で監視するのが良いのかといったことも、地域の皆様のご要望に応じながら、検討していきたいと思っています。
- Q：フィンランドでは地下400mのところ埋めるとあった。安定した地盤でもそのような深さを求めているが、日本のような断層がすぐ近くに何本もあり、柔らかな地盤でも300mで大丈夫か。
日本で地層処分が安全である、漏れ出すリスクがないとする根拠を再度説明されたい。ポーランド、フィンランドに行き、日本との地層の違いを実感し、日本では地層処分が安全ではないと私は考える。
- A：北欧の岩盤が古いものであるというのは事実です。ただ、例えば北欧でも、氷河があったときにはすごく厚い氷が上に載り、それが溶けたり、また形成されたりします。こういったことにより荷重が変わります。そうすると、下の岩盤のひび割れ、これが断層になりますが、断層が生じます。また、比較的早いスピードの隆起、それから沈降が繰り返し起こります。こういったことで、何も変化がない地層ではなく、その国なりの特徴があります。ただ、地下に閉じ込め、物の流れが遅いという特徴は世界共通ですので、こういった特徴を生かしながら、地層処分が有効だというのが世界共通の認識になっています。
- Q：NUMOの構成員は、放射能や原子力に対してどの程度の専門性や知見を有しているのか、大学で専門的に学んでいるのかが分からなければ、組織内で検討したと言われても首肯できないから、NUMO技術職員の専門分野を教えてください。書かれている論文を教えてください。
- A：NUMOの技術部の職員の中にも、原子力を専門にした者、物理を専門にした者、こういった職員もおります。それから、博士の学位を持っている者もおります。それから、国家

資格の放射線取扱主任者を持っている者もおります。こういった専門性を持った職員がおり、日々、技術開発等の検討を進めています。それから、論文についていうと、原子力以外にも、地形、地質、土木、こういった人間もおり、色々な技術を持った職員がおりますが、NUMOの発表している論文についていうと、ホームページに技術報告書を上げておりますので、もしお時間ありましたらご覧いただければと思います。

Q：2000年前に写真のような完全なくぎはあったのか。

A：この鉄くぎは、スコットランドで発見されたものであり、古代のローマ軍がスコットランドで退却する時に、鉄くぎが敵のものになるからと、埋めて捨てた鉄くぎです。急いで埋めた、捨てたので、地下数mぐらいの浅いところにたくさん捨てたという状態のものでした。この鉄くぎは、地下数mの浅いところでも、条件が良ければ残っているという例があるということですが、これだけをもって地下は錆びないと言っているわけではございません。色々な試験研究、実験データを使いながら、腐食の速度などを検討しています。

Q：2014年報道では、全域不適地とされた道の市町村が22カ所とされた。その中に神恵内村が入っている。今回、文献調査の対応になったのは、なぜか。

A：文献調査を始めるときに、調査の見込みがあるかということで確認をしています。最初の文献調査計画書にそのことを書かせていただいています。その中では、積丹岳から15kmのオレンジのところはありますが、全域がオレンジということではなく、南側の方はグリーンでしたので、文献調査に入りますという説明をさせていただいております。

③文献調査報告書の内容関連

Q：今回、調査対象地域以外で明らかに不適な地域は見つかったのか。

A：文献調査対象地区について評価をさせていただきましたので、それ以外については評価をしていません。

Q：文献がなく評価できないものについて進めていって、避けるべきものになった場合はどうなるのか。文献調査をし、まだ疑問が残る点は、概要調査に移行しないと分からないと、どんどん調査するように誘導する施策と受け取れるが、いかがか。

文献調査段階で不明だった箇所は、概要調査及び現地調査で解明するのか。

A：・文献調査では、文献調査段階の基準で評価していきますが、概要調査に行きますと、火山、断層など、文献でよくわからなかったところを確認することなど、調査評価をしていきますので、その段階ごとの要件、基準で考えていきます。もしこれはだめだという場合には、もちろん避けていくことになります。そのため、不明だったところは概要調査で確認していくということです。

・どんどん先に行くのかということにつきまして、活断層や火山というのは、基本的にはその町とか村の単位というより、もう少し広い範囲の現象です。そのため、文献、概要、精密と進んでいき、だんだん範囲を狭めていきますが精密にいきますと、かなり狭

くなっていきますので、精密のときの要件の中には活断層とか火山ということは特に書いてなく、基本的には概要調査のところで、広域的な現象は結論を出していきます。もちろんその先で見つかったらそれを避けるということはありますが、基本的にはこの段階で結論を得ていくという考え方をしております。

Q：日本列島には2000の活断層が存在するが、1割しかわかっていない。寿都町から長万部に至る黒松内低地断層帯、それから神恵内村沖合の西方断層以外に活断層は存在しないと断定できるのか。

A：文献データではなかなかわからないところもありますので、文献データでは明らかなどころを避けるとし、それ以外については、現地調査等も含め、次段階で確認をしていくということです。

Q：地震活断層の評価を後期更新世以降（12、3万年前以降）に絞るのは、地層処分を計画する場合はとりわけいかなものか。第四紀全域で考察すべきではないか。

A：断層の活動期間は、一般的には数万年くらいと言われていまして、それより長い期間ということで12、3万年をとるという考え方ですが、もちろんご指摘のとおり、地層処分は長い期間を考えますので、基準を見ていただきますと、12、3万年以降だけを考えるのではなくて、もう少し長い期間で考えます。今、文献調査段階ですので、もし再活動というか、もう少し長い期間で動くのであれば、大規模な断層ということで10km以上の断層を避けるという基準も定めてあります。

Q：日本海東縁変動帯の域内になりますが、長期処分場には不適地であると思います。

A：日本海東縁変動帯は、文献によって少し差がありますが、確認しているところでは寿都町よりも西側、島牧の方がそこに当たっていると考えています。こういったことも含めて、次の段階に行くことができれば確認をしていきたいと思います。

Q：寿都町の黒松内活断層、国が認めていることでもあり、なぜあえて処分地を作ろうとするのか。1年以上何も起こらないとNUMOでは判断しているのか。

A：何も起こらないと断定しているわけではなく、明らかなどころは避けますが、明らかにはなっていないため、これ以降も調査をしていくということです。

Q：能登半島沖の地震の原因は流体であるとの新知見が出てきている。積丹半島についても流体の調査を行うのか。

A：能登半島地震の時には断層が動く引き金として、深いところの地殻流体が影響しているのではないかとされています。今回の報告書の中でも地殻流体が神恵内、寿都町の方でないかということで、直接調べるといふより、微小地震の観測とか、物理探査とか、そういった間接的なことで、何か文献データとして挙げられていないかは調べてまとめているところですが、明らかということにはなっていません。

Q：新たな知見が得られたり、新しい知見、理論が発見されることもあり得る。原子力施設でそうした場合、バックフィットという考え方で対策を講じることがあるが、本施設ではどうか。埋めてしまえば難しいと思うが。

A：原子炉等規制法という法律があり、この中で地層処分についても骨組みが決められています。その中では、発電所等は建設時に審査をし、許可を受けますが、地層処分の場合はそこで終わらず、最後に埋め戻す前にもう一回審査があります。それから、途中でも、中間的、定期的に新たな知見等を確認するというのが骨組みの中で決められていますので、そういったところで確認をしていくことになると思います。

Q：2012年の学会で、今後10万年間安定した地層が存在することについて、その確認には現時点では科学的知見に限界があるというのをご存じか。

A：科学的知見に限界があるというのは確認できましたが、「10万年間安定」というのは確認ができませんでした。プレートの運動というのは100万年単位で動いていますので、急に変わるものではなく、将来10万年ぐらいであれば安定しています。もちろんその地域によって調べなければいけないということですが、そういったことと理解しています。

Q：1984年の国の専門部会の報告について、その中で、未固結岩等の明らかに適性に劣るものは別として、岩石の種類を特定することなく広く考えるうとして、その天然バリアはないに等しいとして、全国を候補地に拡大したのはなぜか。

A：岩盤が天然バリアとなり、人間の手で作る粘土やオーバーパックが人工バリアとなりますが、天然バリアを無視しているというわけではなく、もちろん重要ですので、慎重に3段階にわたって岩盤を調べているということです。

④文献調査報告書のうち経済社会的観点

Q：海域も調査対象となっているが、海域に埋設することもあり得るのか、その場合、地上施設はどうなるのか。

A：・地層処分施設の設置場所というのは、必要な面積が確保でき、安定した場所であれば、内陸部や沿岸部、山地など様々な場所が考えられます。沿岸部や島の部分では、地上施設は陸上に設置し、地下施設は海底下に設置することも考えられます。沿岸の海底下に期待される主な特徴としては、陸域と違い、地下水の流れが海底下だと非常に遅く、流動性が長期間にわたって低い場所を見いだせる可能性があるといった特徴があります。また、隆起の速度が非常に小さい地域が多いというような特徴がございます。

・一方、留意しなければならない部分としては、海水準変動と申しまして、約10万年周期で変化する海面の高さの変化や、塩水と真水の境界、塩淡境界と申しませんが、この濃度差によって形成された境界がどのように動くかというところは考慮すべきことです。その他、建設、操業時の安全性ということでは、津波などに関しても留意が必要ですが、沿岸部に作る場合は、地上施設を比較的高い場所に設ける、あるいは津波への対策

として水密扉を備えたものにするという対策が考えられます。また、埋設が終了した以降だと、そこへのアクセストンネル等はまだ閉鎖されてしまうため、津波の影響等はないと考えています。

⑤意見

- ・地層処分の説明で、1000年で90%減を、100年で90%と誤って言っていました。訂正してください。

(司会から補足) みなさまのお手元の資料8ページの内容かと思われます。正しくは1000年で99%減が正しい説明となっております。大変失礼いたしました。

- ・この説明会は一方向的に配布物、スライドについて話しているだけで、わかってもらおうという姿勢が感じられず、もっと別の方法があったのではないかと。

2つの町、村は近いので、結果を項目ずつ一緒に説明を行ってほしい。地域性もあり、わかりやすいと思う。

原子力のゴミを何万年も管理するというのは、生命の存在を全く理解していません。後の世代に管理させるのは無責任ですよ。政府と電力会社へ意見を言い続けます。

- ・日本はそもそも災害立国で、原発建設は間違いのもとであった。使用済み核燃料は原発の稼働を止めて、敷地内で目に見えるようにして長期管理するしかない。

(5) 国からの回答

- ・本日は、本説明会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、北海道の皆様におかれましては、この4年間、文献調査を実施させていただき、そしてこの問題に関心を持っていただき、本当にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

Q：道知事が仮に概要調査に進むことに反対の意見を述べた場合、国やNUMOは尊重し、それ以上に進行しないと考えるよいか。尊重という意味が不明。首長が一人でも反対の場合はどう進むのか、法的にはどのようなになっているのか。調査が終わった後、あくまでも住民の意見、町長の意見、そして知事の意見が違った場合、どうするのか。

説明会資料のチラシ、意見に反して先に進めないとは何なのか。こうしたぼかした表現のチラシはわかりやすいが、今後の調査の行方を考えると、手法としては事業の信頼が薄れることにならないか。

地層処分を始めてから、その間に町長、村長が変わり、地層処分に反対した場合はどうなるのか。

道知事も核抜き条例があるので、概要調査に反対の意向と聞いている。強引に進めるのはもってのほかだ。沖縄の新基地問題と同じで、地域を分断し、地域の声を聞かない姿勢には問題がある。おとなしく引き下がるべきではないか。

A：・まず、意見を尊重するという表現ですが、これは法律そのものに記載されている表現であり、概要調査地区等を選定する際には、調査地域を管轄する都道府県知事及び市町村

長の意見を聞き、これを尊重してしなければならないと法律に書いています。この尊重して、というところについて、経済産業大臣から、国会等で、その意に反して先に進むことはないと言わせていただいています。都道府県知事、市町村長のいずれかが反対ということであれば、その意に反して先に進むことはない、すなわち、プロセスから外れるということです。

- ・核抜き条例というお話も頂戴していますが、日本全国のどこかに作らなければならない施設だと思っており、条例の有無にかかわらず、ぜひ受け入れていただけるよう理解活動を今進めているところということです。
- ・地層処分を始めてから、その間に町長、村長が変わり、反対した場合どうなるのかというのは、なかなか今の段階で申し上げることは困難ですが、ただ、確実に申し上げられることは、地域の理解なくしてこの事業は進まないということだと思いますので、地域の理解を得るべくしっかり丁寧に進めていくことに尽きると思っています。

Q：科学的特性マップで好ましくない地域、不適地とされた場所を残したのは、マップの信頼性がない、一度白紙に戻した方が良いのではないか。

A：これは神恵内村のことだと思いますが、積丹岳から15kmのところがおレンジになっており、これは我々の科学的特性マップの中でも同様に、好ましくない特性があると推定される地域ということでおレンジにさせていただいています。NUMOの調査においても、積丹岳は第四紀であろうということで、同じくこのエリアは除外するというので、もちろん積丹岳の中心がどこにあるのかというのは改めて調査をする必要があると思いますが、積丹岳から15kmを除外するという、特性マップと同様の考え方で、しっかりそのように進んでいくということです。

Q：原発が稼働して半世紀以上経つのに、今頃になってなぜ自治体の横っ面を札束で叩くようにして、焦って核ごみ施設を急ぐのか。これまでも時間的余裕は十分あったはずだ。金で自治体や住民をたぶらかすこざかしい手法はやめるべきだ。本当に必要と思うなら、住民は金銭をちらつかせずとも納得して施設を受け入れるだろう。

核ごみ処分場やガラス固化体の安全性を強調するのなら、東電や電力会社の本社もしくは国会議事堂の地下にでも造成しても構わないだろう。どうして地方にばかりしわ寄せをするのか。明確な説明なく金銭で丸め込む施策はまともな発想とは言えない。

A：・文献調査段階、今後の調査も仮に進むとなれば交付金を交付させていただき仕組みにさせていただいており、大きく2つ理由があります。最終処分施設は、全国のどこかにつくらなければならない施設です。そうした国家的課題に、それから社会のために貢献する地域に対して、その社会的利益を還元していくということは重要なことだと思っています。また、この最終処分事業、極めて長期の事業であり、地域の安定性、持続的発展が極めて重要になるため、そういう観点から、交付金という形で交付させていただいています。

- ・東電や電力会社の本社、もしくは国会議事堂の地下でというご指摘いただいています。

そういったところも除外することなく、今まさに科学的特性マップというもので、この辺は適性がありそうだということをお示しさせていただいて、そういったエリアに、まずはこの事業の必要性というものを説明に上がっています。例えば沿岸部の適性がよさそうなところ、これグリーン沿岸部と言っておりますが、全部で900自治体ぐらいあります。そこを全部回っていかうということで、一昨年の7月からこの1年半ぐらい、回ってきており、今この1年半で180自治体ぐらい回っているところです。そうした中で、この事業の必要性についてご理解を得るべくやっているとおりであり、当然その際には大都市圏にもお伺いをして説明をしているところです。さらには、さまざまな説明会なども、大都市圏でやらせていただいています。一昨日も、東京の中央区で対話型説明会というものを開催し、この事業についての必要性等についてご理解を得るべくご説明してきたところです。東京とか千葉のあたりは、ガス田があったりとか、未固結堆積物があったりということで、必ずしも好ましいエリアというわけでもないのですが、我々としては丁寧に、全国にご理解を得るべく取り組んでいくということに尽きると考えています。

Q：日本は資源が少ない国なので、原子力発電が必ず必要と思うが、まず安全が第一である。電力会社に任せず、国が責任を持って前進した方がよい。これからの原子力発電の見通しははっきりしないのがちょっと寂しい。

処分場の問題が解決するまでは、全ての原発は停止すべきと考えるがどうか。これ以上廃棄物を増やさないために。原発回帰のエネルギー政策転換の理由は。再生エネルギーに本気でシフトしない理由は。核ごみ最終処分場が定まらない中で、さらなる核ごみを増やし続けるその背景、理由は。

そもそも放射性廃棄物を生み出す原子力発電のシステムそのものが危険であることが福島事故で実証されてしまった。そのシステムを前提とした事業はやめるべきと考える。電力は自然エネルギーを活用した事業に変えていくことが求められている。東日本大震災も能登の地震も予測されておらず、想定外の自然災害はこの20から30年の間にも多く起きている。危険な事業だと思う。次の世代へ負の遺産を引き継がせないとのあらゆる施策の口実にしていながら、処分しきれない原発のごみを残すことに矛盾を感じないことは大いに不信。これこそ残してはいけない負の遺産そのものだと思う。

A：原子力発電についてさまざまなご意見があることは承知をしておりますし、これ以上廃棄物を生み出さないよう原子力をやめるべきではないかというご意見があることも十分理解しています。その上で、我が国が現状、置かれているエネルギーの供給構造というものが極めて脆弱であるというところが、国として原子力を推進する理由です。現在、我が国の電力構成に占める火力の割合は7割です。そうした中で、足元のロシアによるウクライナ侵攻、それから中東の不安定化、こうした中でエネルギー価格の高騰、さらには供給構造の不安定化、こうしたものが進んでいるところです。足元では化石燃料の調達に相当な国富を流出させているということであり、2023年に、原油、LNG、これの輸入のために、26兆円を海外に支払っています。これは日本が自動車と半導体製造装置、こうした

もので稼いだお金のほぼ大半を燃料代で払っているということです。すなわち、火力への過度な依存から脱却していく必要があるということです。その観点から、もちろんこの10年間で、再生可能エネルギーの導入、一生懸命やってきました。実は電源比率に占める再生可能エネルギーの割合は、2013年に10.9%だったものが、2022年には21.8%と倍増になっています。日本というのは、すごく急峻な山がある中で、なかなか再生可能エネルギーの導入に不利な地理的環境なわけですが、導入量では世界6位の再生可能エネルギーを導入しています。平地面積当たりでいえば、世界トップクラスの水準といえます。もちろんこれからも、再生可能エネルギーを主力電源とするべく、可能な限り頑張っていくわけですが、まだまだ7割が火力という状況です。再生可能エネルギーを導入していくというのが喫緊の課題なわけですが、これだけ頑張っても、まだ20何パーセントという再生可能エネルギーであり、ここから伸ばしていくものの、まだまだ時間がかかります。そうした中で、やはり脱炭素電源として産業界からも求められている原子力発電というものは、今後も必要であり、バランスよく使っていく必要があるというのが、政府として考えているところです。もちろん、その際には、安全性を大前提としてということであり、新規制基準を満たさない原子力発電所の再稼働というのは認めないというのは従来の方針どおりです。

Q：核燃料サイクル、再処理が絵に描いた餅なのに、高レベル廃棄物処理ばかり進めていく訳は。他の目的でもあるのでしょうか。

A：核燃料サイクルは、政府として、廃棄物の有害度の低減、さらには減容化、さらには資源のない我が国として資源の有効利用、こうした観点から核燃料サイクルを推進しているところです。もちろん、六ヶ所再処理工場が竣工延期を繰り返しているという状況であることは、我々としても大きな課題であると捉えています。その新規制基準への適合、すなわち耐震性評価というところで、今、時間がかかっているということです。日本原燃で体制をさらに強化して審査対応していくということです。政府としてもしっかり指導して、早期の竣工につなげていきたいと思っています。その際に高レベル放射性廃棄物ばかり進めていく訳はということでもありますけれども、これは、再処理をした上で高レベル放射性廃棄物として処分する場合であっても、使用済燃料をそのまま処分する場合であっても、いずれにせよ地層処分が必要であるということ自体は変わりません。地層処分の実現に向けて、我々として取り組むということが現世代の責任であると思っています。

Q：地層処分を行う前に地上で保管管理を行う道を探るべきと思うが、学術会議においても進められているということで、地上で長期保管をするべきではないか。

A：廃棄物の処分については、1962年からさまざまな処分方法が検討された結果として、地層処分が世界的に選ばれたわけですが、その際の重要な考え方は、将来世代に負担にならない方法で処分をしましょうということです。長期に地上で管理をするということは、将来の世代にずっと管理負担を負わせることになるということです。さらに、もう一つ言われているのは、不確かな未来に期待して、今、何もしないというのは許されないという

ことであり、長期管理をするというのは、前提として将来も今と同じような安定した社会が続くという前提に立っているわけですが、1000年以上の長期にわたり、安定した社会が続いているかは必ずしもわからないということです。さらには、長期保管をとりあえず選択するという指摘のもう一つの理由として、将来よりよい技術が出るかもしれないではないかという指摘もあります。この点も、将来よりよい処分方法が出てくるのであれば、それは乗り換えたらいいと思っています。この処分事業、埋め戻しをするまで100年ぐらい、まだかかります。その埋め戻しを開始するまでの間は、可逆性・回収可能性といいますが、廃棄物を回収できるようにしておく。さらには、その間、よりよい処分方法が出るのであれば、それに乗り換えることも検討する。こうした考え方を最終処分法に基づく基本方針の中にも、明確に位置づけています。ただ、現時点ではそうした不確かな未来に期待をして、何もしない、とりあえず管理をするという選択はできないため、現時点で唯一実現可能な方法としての地層処分、これを目指して取り組んでいくのが現世代の責任であると思っています。まだまだこうしたところを、我々の理解活動も十分ではなく、お伝えしきれていない部分はあるかと思いますが、今後とも、北海道に限らず、全国的にもしっかりとご説明していきたいと思っています。

以 上